

平成21年度第1回宇治市地域福祉推進委員会 会議録

日 時	平成21年7月22日(水) 午前10時～午後12時05分
場 所	宇治市役所8階 大会議室
参加者	<p>委 員: 井岡委員長、加藤委員、岡野委員、奥西委員、羽野委員、浜根委員、迫委員、松井委員、杉本委員、池田委員、岡田委員、白谷委員、小山委員、根岸委員、白敷委員、河淵委員、谷崎委員、原委員、原田委員、榊村委員、森委員、山本委員(欠席委員: 大石委員、小松委員、佐藤委員)</p> <p>土屋副市長 事務局: 田中健康福祉部長、中島地域福祉室長、松本地域援護係長、堀江主任 傍聴者: なし</p>
事務局	<p>本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員長が決まりますまでの間、進行を務めさせていただきます、私、地域福祉課長の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より、「宇治市地域福祉推進委員会」の開催に先立ちまして、副市長の土屋 炎より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、土屋副市長お願いいたします。</p> <p>< 順次名前を読み上げ、委嘱状を交付 ></p> <p>井岡 勉 様 加藤 博史 様 岡野 英一 様 奥西 隆三 様 浜根 一男 様 迫 きよみ 様 松井 芳子 様 池田 正彦 様 岡田 盛敏 様 小山 茂樹 様 根岸 憲明 様 白敷 宗雄 様 河淵 重雄 様 谷崎 あや子 様 原 保彦 様 原田 眞智子 様 榊村 雅文 様 森 賢一 様 山本 理恵子 様</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、都合により後ほどよりご出席されます3名の委員の方々(羽野 力様、杉本 一久様、白谷 吉弘様)には、委員会終了後、事務局より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>また、本日の委員会にご欠席の大石 嘉啓 様、小松 一子 様、におかれましては、本委員会委員就任につきご快諾いただき、本日付けをもって委嘱させていただきますが、委嘱状につきましては事務局よりご本人にお渡しいたします。また市職員の健康福祉部理事・佐藤 政紀につきましては、本日公務のため欠席しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、当委員会委員の任期は、本日平成21年7月22日から平成23年7月21日までの2年間となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、副市長の土屋 炎から委員の皆様へ一言ごあいさつを申し上げます。</p>
副市長	<p>本日は、大変ご多忙のところご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素は宇治市政の推進、とりわけ本市における地域福祉の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、我が国は他に例を見ない速さで高齢化が進行しており、本市におきましても本年4月に高齢化率が20%を超えるなど、超高齢社会を迎えようとしている中で、市民の皆様様の行政ニーズは多様化・高度化し、高齢者保健・福祉施策の一層の充実が大きな課題であると考えております。</p> <p>また、高齢者や障害のある方々をはじめ、明日を担う子どもたちなどすべての住民の皆様様が住み慣れた地域で、安心していきいきとした暮らしができるまちづくり、地域で支え合うことのできる豊かなまちづくりが求められているところでございます。</p> <p>本市におきましては、地域福祉の向上を図る総合的な福祉のまちづくり計画として、平成16年3月に「宇治市地域福祉計画」を策定し、計画概要版の市内全戸配布をはじめとした計画の広報・啓発活動や、住民懇談会での進行役である「地域協働コーディネーター」の養成等を行ってまいりました。</p> <p>また、平成17年度からは市民の皆様様の地域福祉への主体的な取り組みを進めるため、小学校区単位での地域懇談会『いきいき福祉 ふれあいのつどい』を開催させていただくなど、5カ年にわたりまして地域福祉計画の啓発とともに、各種施策の推進を図ってきたところでございます。</p> <p>今回ご就任いただきました委員の皆様には、これまで同様に、地域福祉計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、身近な地域福祉を増進するため、地域福祉計画の進行管理をお願い申し上げますとともに、現行計画の期間が平成22年度末までとなっておりますことから、次期計画策定に向け、様々な角度からのご提言と活発なご論議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びにあたりまして、本日お集まりいただきました皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>なお、土屋副市長につきましては、他の公務のためここで退席をさせていただきます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p>

事務局	<p>以上をもちまして、宇治市地域福祉推進委員会委員委嘱状の交付を終了いたします。</p> <p>ここで、本委員会の設置規程につきましてご説明させていただきます。 第1条では、地域福祉の推進を図るため、本委員会を設置するものと規定しております。</p> <p>続く第2条では本委員会の担任事項を定めており、「宇治市地域福祉計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。」「宇治市地域福祉計画の見直しに関すること。」「その他地域福祉の推進に必要と認められる事項」について皆様方にご論議いただくということです。</p> <p>第3条は組織について定めており、本委員会は(1)学識経験者(2)福祉団体の関係者又は社会福祉に従事する者(3)公募により選出された者(4)市職員(5)その他市長が適当と認める者により構成しております。</p> <p>第4条では委員の任期について定めており、その任期は2年とさせていただきます。</p> <p>第5条では委員長について定めており、委員長は委員の皆様方の互選により定め、また、委員長職務代理につきましてはあらかじめ委員長によりご指名いただきます。</p> <p>第6条では会議について定めており、委員会の会議は委員長が召集することとなっておりますが、本日は新しい任期第1回目でありますので、附則2に規定しておりますように市長が召集をさせていただいたところでございます。</p> <p>第8条では庶務について定めており、本委員会の庶務につきましては健康福祉部地域福祉課において処理することとなっております。</p> <p>以上の設置規程に基づきまして、本日の委員会を開催させていただきます。</p> <p>続きまして、委員の皆様より自己紹介をいただきたいと存じます。 マイクをお回しいたしますので、順次よろしく願います。</p> <p style="text-align: center;">< 各委員より順番に自己紹介 ></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本委員会につきましては、委員会設置規程第8条で「委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する」と規定されております。委員会の庶務を処理する事務局につきましては、地域福祉課地域援護係に置くとともに、事務局長を健康福祉部長が務めさせていただきます。また、宇治市社会福祉協議会との協働体制とさせていただきますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、当委員会の委員長を選出したいと存じます。委員会設置規程第5条第2項では、「委員長は、委員の互選により定める」とこととなっております。どなたか、立候補される方、またはご推薦はございませんでしょうか。 (委員挙手)</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>委員 はい。</p>
-----	---

委員	委員長につきましては、前任期の委員会から委員長をしていただいております、井岡委員を推薦させていただきます。
事務局	ありがとうございます。 委員長を井岡委員にとのお声で拍手もいただきましたが、他にご意見はございませんでしょうか。 (他の委員から意見なし) ご意見がないようですので、委員長は井岡委員にお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声、拍手多数あり) ご賛同いただけましたので、委員長は井岡委員にお願いいたします。 井岡委員、委員長席へ移動をお願いいたします。 (井岡委員、委員長席へ移動) 続きまして、委員長の職務代理につきましては、委員会設置規程で、「委員長があらかじめ指名」することとなっております。 井岡委員長、いかがでございますか。
委員長	委員長職務代理につきましては、現計画の策定から主体的に取り組んでいただいております加藤 博史委員にお願いしたいと思います。 どうぞ、よろしく願いいたします。
事務局	ありがとうございます。 それでは、委員長職務代理には加藤委員にご就任いただくことといたします。加藤委員、どうぞよろしく願いいたします。
委員	よろしく願いいたします。
事務局	ここで井岡委員長に、ご就任のごあいさつをいただきたいと存じます。
委員長	皆様のご推挙によりまして、委員長を務めさせていただくことになりました井岡でございます。大変身の引き締まる思いでございます。 この地域福祉計画には大変思い入れがございまして、平成16年3月に策定されたのが昨日のように思い起こすわけでございますが、この計画に基づいて、宇治市の地域福祉が着々と推進されておりますことは、大変心強く思うところでございます。 今回の任期では、これまでの計画の成果と課題をふまえて、第2期の計画をよりよいものにしていければと考えておりますので、皆様方のご指導とご協力によりまして進めて参りたい

委員長	<p>と思います。ご論議のほど、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それではこれより会議の運営を委員長にお願いいいたします。井岡委員長どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
委員長	<p>それでは会議次第に従い、会議を進めて参りたいと思います。</p> <p>次第【6】「計画の推進状況について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは着席させていただいて、説明をさせていただきます。失礼いたします。</p> <p>まず、お手元にお配りいたしております資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>< 資料について説明 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1 (A4判両面印刷、P1～15まで) ・ 資料2 (A4判両面印刷、P1～11まで) ・ 資料3 (A4判両面印刷、P1～56まで) ・ 参考資料 (A3判カラー用紙両面印刷、3種類) <p>それでは、次第【6】「計画の推進状況について」を説明させていただきます。</p> <p>まず、新しく委員にご就任いただきました委員もおられますので、ご確認のために地域福祉計画の策定について、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>平成12年の社会福祉法の改正に伴い「地域福祉の推進」が新たに福祉の理念として規定されましたことから、本市においてその具体化を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活課題の解決をめざす総合的な福祉のまちづくり計画として、平成16年3月に委員の皆様のご尽力によりいただきました提言を元に策定いたしました。</p> <p>お持ちいただきました計画書2ページをご覧ください。</p> <p>本計画は、地方自治法に基づき策定の「宇治市第4次総合計画」に即し、保健福祉分野の4つの部門別計画、また社会福祉協議会の「宇治市地域福祉活動計画」とも理念を共有し、連携する位置づけとなっております。</p> <p>「みんな輝くともに生きるまち宇治」～やすらぎ・はりあい・うるおいのある暮らし～を目標に、『一人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる 住民主体の福祉のまちづくり』を基本理念として、「人権尊重」「住民主体」「福祉文化の創造」の3つの基本的視点をもって推進することとなっております。</p> <p>計画書3ページをご覧ください。</p> <p>本計画の計画期間は、平成16年度から22年度となっております。地域福祉推進は住民主体であることを旨とする計画であるところから、策定体制とその策定手法につきましてもその視点をもって進められました。まず、策定体制でございますが、8名の市民公募委</p>

事務局	<p>員の皆様をはじめとする25名の「地域福祉計画策定委員会」を中心に、行政としては下部組織として「作業部会」を備えた「地域福祉計画策定庁内検討会議」を組織いたしました。</p> <p>策定手法としては市民3,000人を対象としたアンケートをはじめ「まちづくり懇談会」等住民の皆様の声を計画に反映させることに重点をおきました。</p> <p>また、策定委員会の事務局についても、行政のみでなく、これまで本市の地域福祉の中核を担われてきた、宇治市社会福祉協議会との協働体制で進めました。このような経過の中で策定いたしました、「宇治市地域福祉計画」を推進するにあたり、推進の要として計画第6章で位置づけられましたのが、本日皆様にご就任いただきました「宇治市地域福祉推進委員会」でございます。</p> <p>以上が計画策定についての説明でございます。</p> <p>それでは、次に資料 を使いまして、「計画の推進状況について」ご説明させていただきます。</p> <p>資料1の1ページから3ページにはさきほどご説明させていただきました本委員会の設置規程と委員名簿を掲載いたしております。</p> <p>次に、4、5ページをご覧ください。</p> <p>宇治市地域福祉計画推進会議の設置要項及び委員名簿になります。宇治市役所の関係課の課長級職員で構成しております推進会議の確認です。</p> <p>この推進会議では、宇治市関係各課の地域福祉に関連する各事業の進行管理、意見の調整等をこの場で行っております。</p> <p>平成21年度からは、組織機構改革により政策室が政策推進課に課名を変更しております。</p> <p>以上1ページから5ページが本委員会と庁内の推進組織であります推進会議の確認事項でございます。</p> <p>続きまして6ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、平成20年3月31日現在での厚生労働省調べのデータになりますが、全国的な地域福祉計画策定状況についてというまとめの資料でございます。</p> <p>1番目に、「市町村地域福祉計画」の策定状況になります。</p> <p>市の策定状況につきましては、平成19年度末までに計画策定終了済の市が全体の約57%、20年度内に策定予定となっている市と合わせると約67%ということで、平成20年度内に7割近くの市が計画を策定しているということになります。</p> <p>また、策定未定となっており、策定を予定していない市が18%となっております。</p> <p>続きまして、2番目の「都道府県地域福祉支援計画」の策定状況です。これは、都道府県レベルで市町村の地域福祉計画をバックアップするための広域的な計画の策定状況です。</p> <p>「平成19年度末までに策定終了」している都道府県が76.6%、「20年度内に策定予定」と合わせると約8割となっております。また、「策定未定」の都道府県が17%となっております。</p> <p>そして3番目が「京都府内策定状況」でございます。京都府内には京都市を含めまして15市あるわけですが、「平成19年度末までに策定終了」が13市となっております。「平成21年度以降に策定予定」が2市ございますので、京都府内では全ての市が策定済みもし</p>
-----	--

事務局	<p>くは策定予定となっております。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。 参考資料となっておりますが、本地域福祉計画の策定を求められた社会福祉法の抜粋になります。 根拠となります「第107条」が、市町村地域福祉計画の策定を求めている条項になります。 続いて「第108条」が、都道府県地域福祉支援計画が求められている条項になります。</p> <p>続きまして、9～13ページを使いまして、計画策定後の具体的な推進事業の取り組み状況についてご説明させていただきます。</p> <p>まず9ページをご覧ください。 計画を平成16年3月に策定後、16年度からは、1つ目に広報・啓発、2つ目に人材養成、3つ目に推進組織の立ち上げを中心に推進を図ってまいりました。 まず、1つ目の「広報・啓発」といたしまして、平成16年5月11日号の市政だよりに計画策定完了記事を掲載するとともに、21日には、カラー刷りタブロイド版4ページの「計画書概要版」を市内全戸に配布し、計画内容についての広報を行いました。 また、啓発事業といたしまして、本日、委員長にご就任いただきました井岡委員長にお願いいたしまして、計画策定報告講演会も開催いたしました。 次に、2つ目の人材養成といたしまして、「地域協働コーディネーター養成講座」を開催いたしました。 これは、計画に基づき、その後に開催を予定しておりました地域懇談会において、住民同士の話し合いの活性化をはかるファシリテーター、具体的にはワークショップでの各テーブルでの進行役としての役割を担っていただくべく、養成をさせていただきました。 そして3つ目の「推進組織」といたしまして、行政内部の調整組織であります「宇治市地域福祉計画推進会議」を、また、本計画の進行管理、推進及び見直し等を担当いただく組織であります「宇治市地域福祉推進委員会」を設置させていただきました。</p> <p>平成17年度からは地域福祉計画の主旨である住民主体の取り組みを進めるため、地域懇談会を開催してまいりました。</p> <p>資料1の10ページをご覧ください。 この地域懇談会は、地域福祉計画第4章 地域福祉推進のプログラムの3つ目、ゆるやかな支え合いの中で“地域の人々が共催できる地域懇談会の取り組みを推進します。”と位置づけておりますことから、身近な地域での福祉を進めるために地域福祉の推進役である住民の参加・参画が得られる取り組みとして、地域づくり事業『いきいき福祉 ふれあいのつどい』の名称で開催いたしました。 計画では、身近な地域を小学校区と位置づけておりますことから、年間3つの小学校区を対象にこの懇談会を開催し、さきほどご説明いたしました地域協働コーディネーターのみなさんにファシリテーター役として参加していただきました。</p> <p>11ページをご覧ください。</p>
-----	--

事務局	<p>こちらが、これまでの地域懇談会の実施状況でございます。</p> <p>その開催形式は地域によって様々であり、ワークショップ形式、意見交換形式、また講演会形式など、地域ごとに趣向を凝らした形での開催となっております。</p> <p>また、開催形態につきましては17年度は行政主催での開催でありましたが、18年度以降、学区福祉委員会により主体的にかかわっていただき、地域の課題解決に向けた話し合いが行われました。</p> <p>いくつか懇談会での成果をご紹介します。</p> <p>平成17年度に開催いたしました木幡小学校区での地域懇談会では、六地藏地域にサロンがないため、高齢者サロンの立ち上げを具体的な取り組みとして決定され、平成19年3月にふれあいサロンを開所されました。</p> <p>また、18年度に開催いたしました平盛小学校区では、地域で孤独死の事案が発生したこともあり、一人暮らし高齢者の見守り活動を目的とした会を新たに立ち上げられました。</p> <p>その他にも、学区福祉委員会として地域懇談会の取り組み自体を継続して開催していけるなど、身近な地域の課題解決に向けて懇談会が開催されており、今年度以降も継続して開催していく予定でございます。</p> <p>なお、一昨年度までに開催しておりました懇談会の取りまとめ資料といたしまして、A3判両面刷りカラー用紙の資料を3種類お配りいたしておりますので、後ほどご覧おきください。</p> <p>次に12、13ページをご覧ください。</p> <p>こちらは地域支え合い出前講座の実施状況でございます。この出前講座は、地域福祉計画の周知・広報を目的に平成18年2月1日より市政だよりにて広報し、実施をさせていただいております。</p> <p>これまでに12件のお申込みがあり、私ども地域福祉課職員が参加させていただきました。また、ご要望に応じて市役所内の他課や社会福祉協議会の職員の方々にも同行いただきました。</p> <p>状況を見ながら再度広報をさせていただき、引き続き開催をしてみたいと考えております。</p> <p>最後に、資料2、資料3についてご説明させていただきます。</p> <p>本資料は、計画の策定にあたり実施した調査結果等から、本市の住民生活における地域福祉活動上の現状と課題を整理し提言された、計画書31ページからの「第4章 地域福祉推進のプログラム」を抜粋したものでございます。</p> <p>提言により、位置づけられた5つの推進プログラムは計画策定にともない、計画書47ページからの地域福祉計画体系図として、行政の「関わりのある課」及び「社協の関わり」が記載されました。</p> <p>地域福祉推進については、社会福祉法の主旨に基づき、あくまで住民主体であり、その推進は住民・社会福祉に関する活動を行う人々・福祉サービス事業者・社会福祉協議会・行政の5者が個々の役割を認識し、相互連携・協働して取り組みを進めることとなっております。</p> <p>そこで、17年度より推進の取り組みを進めるにあたり、そのめやすとなればと作成いたしましたのが、資料の「地域福祉推進のプログラム＜推進のめやす＞」でございます。</p> <p>本資料に掲載されております事業は、地域福祉の視点を持って実施されている事業であり、今後も新たな事業・新たな連携の中で変化していく計画推進のめやすになればと考</p>
-----	--

事務局	<p>えております。</p> <p>それでは具体的にご説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>資料2の1ページ、一番左上に本市の地域福祉計画「基本理念」を挙げております。その下に3つの「基本的視点」を挙げております。具体的に推進のプログラムとして5つを掲げております。1ページの「安心して暮らせるまちづくり」が1つ目の推進のプログラムです。これに基づく施策を一番右側に挙げており、具体的に宇治市のどの課が取り組みをしているのかというのがこの体系図でございます。</p> <p>本資料につきましては、毎年度初めに、市役所内の組織機構改革を反映したものを本委員会にお示しさせていただいております。今回変更させていただいた部分は、3ページ及び8ページで網掛けをさせていただいております。平成21年度組織機構改革等で課の名称等を変更させていただいた部分でございます。</p> <p>続きまして、資料3「地域福祉推進のプログラム」をご覧ください。</p> <p>まず資料3の1ページをめぐっていただけますでしょうか。こちらにつきましては本資料の目次のようなものという風に考えていただければと思います。「第9回推進のめやす 宇治市掲載事業数」ということで、すでにこの資料を作成いたしましたから改訂版第9回目ということになります。こちらの方には宇治市の方で実施をしております事業のうち、地域福祉の視点を持って実施をされている事業の数、こちらを掲載させていただいております。現在、総事業数112ということになっております。</p> <p>次のページをめぐっていただけますでしょうか。少し小さな字になってしまっていて見にくくて大変申し訳ないのですけれども、こちらの方に担当課から順番に事業名ということで一覧を掲載させていただいております。この中で太枠で囲んでいる部分がいつかあるかと思えますけれども、こちらが21年度から新規で位置づけをされました事業、それから今まで全て新規という表現を使用させていただいておりますけれども、実は事業としてはこれまで継続して実施をされておりましたけれども、今回改めてこの地域福祉推進プログラムに位置づけをされました事業につきましては追加という形で表現にさせていただいております。そういうことでその2つの事業につきましては太枠で囲ませていただいております。そういった新規・追加の事業というものを10事業掲載させていただいております。</p> <p>以降具体的にどういった事業が今回新たに位置づけされたかという部分でご説明の方をさせていただきたいと思えます。</p> <p>まずは3ページをご覧ください。</p> <p>3ページの下から3つ目の「人権啓発用視聴覚教材の貸出」ということで、こちらは生涯学習課の方がこれまでも行っておりましたけれども、改めて追加をされました事業ということで掲載の方をさせていただいております。</p> <p>その2つ下の「ふれあい収集」こちらにつきましては、21年度から実施をされている事業なのですけれども、実は今年の3月末に開催をさせていただきました本委員会の中でも、すでに新規ということで21年度以降実施をしていきますということでご説明をさせていただきましたので、今回新規という網掛けは外させていただいております。</p>
-----	--

事務局	<p>次に6ページの方をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>こちらの方につきましては、今ご説明をさせていただきました生涯学習課の「人権啓発用視聴覚教材の貸出」ということで、2つ目の部分にも再掲という形で位置づけをされているということで載せさせていただいております。</p> <p>続きまして、9、10ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>9ページの方は、こちらにも追加の3事業ということになります。健康生きがい課が実施をいたしております「介護予防教室開催事業」「口腔衛生教室開催事業」「栄養改善教室開催事業」と、この3つを今回新たに追加という形で記載の方をさせていただいております。</p> <p>10ページ、これは21年度からの新規ということにさせていただいておりますけれども、「特定健診・特定保健指導事業」こちらは国民健康保険課が実施をしております事業ということで掲載をさせていただいております。</p> <p>次に13ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>13ページの下から2つ目の建築指導課が実施をしております「耐震診断・耐震改修推進事業」というものでございます。こちらはそのすぐ上にあります「建築物耐震改修促進計画策定事業」というものが20年度末で策定ということで終了いたしましたので、その計画に基づきまして実施をされる推進の事業ということで位置づけをさせていただいております。</p> <p>次に16ページ、上から3つ目になりますけれども障害福祉課の方で実施をされる「地域自立支援協議会設置事業」ということでございます。</p> <p>19ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>こちらは生涯学習課でこれまでも継続して実施をしております「社会教育団体育成事業」ということで、補助金の交付事業を追加という形で位置づけさせていただいております。</p> <p>少し飛びまして、25ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>25ページは2つございまして、上から2つ目が健康生きがい課の「キャラバン・メイト養成事業」で、こちらにも今まで実施をされております事業ですけれども、「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役であります「キャラバン・メイト」を養成する事業ということで掲載をされました。</p> <p>1番下、生涯学習課の方で実施をされております「障害者スポーツ大会の開催」ということで、これも継続事業の改めでの追加ということになります。</p> <p>34ページ、今ご説明をいたしました「障害者スポーツ大会の開催」で、こちらはまた再掲という形でこの部分にも位置づけをさせていただきました。</p> <p>40ページ、46ページにも同様の掲載をさせていただいております「地域自立支援協議会設置事業」こちらの部分が新規事業で、この部分にも改めでの掲載、再掲という形で掲載をさせていただいております。同様に46ページの方にも再掲という形で掲載をさせていただいております。</p> <p>大変長くなりましたが、以上が次第【6】計画の推進状況につきましてのご説明ということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>計画の推進状況について、ということでご説明がございました。それについて皆様の方からご質問やご意見等がございましたらどうぞお出しをいただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

委員	資料3の19ページの網掛けの部分で「社会教育団体育成事業」ということで追加事業という形で20年度からずっと実施されているみたいで、生涯学習課の担当ですが、成人を対象とした社会教育関係団体へ補助金で育成、それが福祉の増進と地域の生活や文化の発展に寄与しているということで、これは実績としてどういう活動の中でどういう風に助成されているのか、できたらご説明していただきたいのですが。
委員長	事務局の方はいかがでしょうか。
事務局	失礼いたします。 ただ今の委員さんからのご質問なのですけれども、今年度新たに追加されました事業ということで、実績等がまだこちらの方では把握できていない状況です。ご質問にもありました通り、その内容と実績につきましては生涯学習課の方に確認させていただきまして、ご返事させていただくという形でもよろしいでしょうか。
委員	はい、結構です。
委員長	よろしいでしょうか。ではぜひそのように、お問い合わせをいただいてご報告をいただきたいと思います。ありがとうございました。 はい、どうぞ。
委員	すみません。今日初めて出させていただきますので、全体的な流れを全然知らないという前提での質問でございます。 この資料3の推進のプログラムというのは、16年から発足しましたこの委員会がここで検討されたものが逐次この推進のめやすに入って、例えば今ご説明の中に追加とか新規とかいうのがありますが、これはこの委員会での変更事項・決定事項がこれに追加されたという風に解釈したらいいのでしょうか。
委員長	はい、そういうお尋ねでございますが、いかがでしょう。 計画の枠組みが示されまして、それに関連する事業として追加とか新規とかいう位置づけになるのでは。その説明をしてください。
事務局	こちらの資料につきましては、市役所にたくさんの課がございますけれども、そのたくさんの課が行っております事業がこういった部分で地域福祉の視点を持って実施をされている事業なのかという部分を目安的に見ていただく資料ということで、17年度から作成をさせていただいている資料ということになります。作成をいたしました当初は、市役所の中でも総合計画の実施計画に位置づけられた事業のみ掲載をさせていただいていたのですけれども、市役所の各課でしております事業につきましては実施計画だけではございませんので、そういった形でたくさんあります事業をそれぞれ地域福祉の視点を持って、この部分に該当する事業をこの課がしているということで市役所内の事業の目安ということ。そして、5者の役割ということで計画の中で規定をさせていただいておりますので、今現在は学区福祉委員会が実施をされております事業を位置づけていただいておりますり、福祉サービス公社さんが実施をされている事業、宇治市社会福祉協議会が実施をされている事業ということで、それぞれがそれぞれの役割を担っていただいているということで、こういった事業をこのプログラムのこの部分を担っていただいているということで目安的に見ていただく資料ということで作成をさせ

事務局	<p>いただいている資料でございます。</p>
委員	<p>少し私の質問と違うと思うのですが、私の申しあげているのはこの委員会の意見とか結果がいかに行政に反映されているのかということなのですが、これは1年毎にこういう会合の結論を出すということですか。それが行政に行って、その行政で検討されて、こういう結果になって出てくる訳なのですか。</p>
委員長	<p>はい、その扱いについて。</p>
事務局	<p>すみません。少しすれ違いの答弁で申し訳ないのですが、この推進のプログラムは、地域福祉計画というものを皆様のご意見で作らせていただいたところで、これの趣旨に沿った取り組みを、5者と言っておりますけれども行政もその1つで、社会福祉協議会、ボランティア、関係団体の皆様方が取り組まれていることを統一的に取り上げれば良いという趣旨で、この推進のプログラムを作らせていただいたのです。ただ、行政が主体で事務局を作らせていただいておりますので、行政の方の計画事業につきましては1年毎に予算も付いていますので明確にできたところなのですが、学区福祉委員会とか社会福祉協議会とかでは継続事業が圧倒的に多くて年度区分はさせていただいていないようなところがございます。しかも行政の事業と言いましてもたくさんございまして、それが本当に地域福祉計画の趣旨に沿った事業なのかどうかというのは本来、今委員さんからご指摘のありました実績とか、その上で掲載するという風なことが必要かと思うのですが、これにつきましては庁内で推進のプログラムを改訂するに当たって、庁内での原課に問い合わせをしてこれがふさわしいということで、例えば生涯学習課からぜひこれを載せてほしい、ということになります。そうなりますと、載せるか載せないかということで原課の意見を尊重して載せるということになる訳ですが、これまでずっと継続してきた事業でございますので今回は追加事業として掲載させていただく。また21年度から新しい新規事業としている場合もございまして、そういう場合は新規事業として区別をして掲載をするということでございますので、そういう経過から言いますと地域福祉計画を作っていただいて、それが宇治市全体としてどれぐらい進んでいるのか、どういう広がりがあるのかを、1つは目安にさせていただく資料を行政が中心となってご提供しているということでございます。従いまして、これについては例えばこういう事業を見積もる、市内のよその団体でされているのを取り上げるべきであるとか、この事業はふさわしくないとかというご意見をいただいてこのプログラムを充実していけば、さらにより良いものになるのではないかという風に事務局では考えているところでございます。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
委員	<p>もう一度よろしいですか。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>4章のところの3ページです。 1番下の「ふれあい収集」なのですが、これは今年度で試行実施して、22年度に見込という形で実施されるのですが、この間宇治市で2件の火災が発生しております。それは2件とも高齢者の方と独居老人の方という方で発生しております。 そういう中でこれは安否確認を行うという形でなっているのですが、これもどのように事業</p>

委員	<p>課が具体的に高齢者や障害者の実態を地域で掴んでいかないといけないのですが、どのように自己意思をされるのか、これも具体的にできたら聞かせていただきたい。これはやはり地域協働の連携をしないといけないと思うんですね。その辺りを事業課の方と宇治市の方で地域とそういう連携というのをしていけないといけないと思いますので、この件についてもよろしくお願ひしたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。どうぞ事務局の方お願いします。</p>
事務局	<p>「ふれあい収集」につきましてはご指摘の通り試行ということで、そういう対象者のリストを作ってそこで手を挙げた方についてやるということでございますので、手を挙げられなかったら結局漏れてしまうということになります。</p> <p>火災も、私どもが火災の見舞金をお配りしているという関係で少しは承知しているのですが、結局寝たばこが原因で出火をするということになる訳ですが、それを本人の自覚でしか頼りにできないということで、例えば児童虐待などもわかっても手を出せない状況があって結局最後の最後に悪い結果になってしまう、火災もそうなのですが、それについてわかっても手を出せないということが、私たち行政もそうですし地域の方もそうなのですが、歯がゆい、口惜しい、結果的には残念だ、とこういう風になってしまいますので、その辺は本当に安心・安全をテーマにするということでございますので、そういうところが何か改善できるようなしくみを計画に挙げられるというのは非常に難しいと思うのですが、それが大きな課題だと認識しているところでございますので、今後の計画の策定の中でもご提言いただければいいかなという風に考えているところでございます。</p>
委員長	<p>はい。この問題は行政だけではなく、地域・民間団体等にも取り組みをしていただきたいと思いますが、社会福祉協議会の方はこれに関連して何か取り組み等はございますか。</p>
委員	<p>今、事務局が説明された通り、特に火災の問題については難しい問題があるという風に聞いています。(今年も)2件ありまして、1つ目は地域でも学区福祉委員会の方でも見守り活動とか、そういう声かけをされておられますが、十分やはりそこはやっていただいても起きてしまったという結果的にはそういうことなのです。またもう1件は隣近所、地域、町内会の方も非常に心配されていたようで、地域包括の方に再三相談をされておられたようですけれども、なかなかそこまで実際手が回らなかったということでした。ですからそういう経験を踏まえて、先ほどおっしゃっていましたようにこれは大きな問題だとは思いますが、何かの手助けというのができないかなという思いがしていますけれども、これがというところはないのが現状です。</p>
委員長	<p>はい。地域の孤立化に伴うそういった火災は、地域での見守りとか声かけというようなネットワークということに関連すると思うのですが、これは学区福祉委員会の方ではどんな状況でございませうか。よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>この問題は今1番大きな問題だと思います。そして今事務局がおっしゃいましたように、どこまで入っていいのかというボーダーラインがわからない訳です。学区福祉委員会ももちろん、民児協さんももちろん、地域の自治会全体が取り組む問題だと思います。</p> <p>今は個人情報保護法云々というものがありますが、これは福祉活動に対して下手をすれば足かせとなります。</p> <p>まず町内会長さんの名簿が見たいので入手できますかと申し上げます。そうするとどうする</p>

<p>委員</p>	<p>かという、これは西小倉の実情なのですが、そうすると前の町内会長さんを訪問しまして、今度新しく町内会長になられたのはどなたですか、こういうところからリストを作成していきま す。個人情報保護法という法律はこれを商売に使ったりしたら犯罪ですが、そういうことでは なくて普通ボランティアという面に対しては私は許されるのではないかと思います、人により ましては非常に過敏でそういう表を見ただけでも嫌悪感を表すという風な方々が西小倉に は結構いらっしゃる。そういうところから切り崩していかなかったら、簡単に訪問したら、「何で 私がこんな年齢になったのをあなたが知っているのですか。」とか「何で私がそういう問題に関 わらないといけないのか。」と、そういうようなことになります。</p> <p>それからもう一つだけ申し上げたいことは、宇治市には22学区あるのですが、本日までそ の学区福祉委員会各組織はそれぞれのその自然の環境、人間環境、その他諸々の環 境で1つのものが構成されておりますので、これはこの地域懇談会等々でお出になられた行 政の方も痛感されていることなのですけれども、Aのところでも成功した、Aのところでもうまくいっ たからといって、B・Cでうまくいくとは限りません。その団体のリーダーそしてスタッフ、地域 の方に入る。そういう風なところの団体さんがそのリーダーになる。そういうことで1つのコミュニ ティが成立していくのではないかと思います。それを踏まえまして、学区福祉委員会は会合毎 にそれを皆さんと話し合っております。</p> <p>非常に単発的なことで申し訳ないのですけれども、私はそういう意見を持っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>これに関して民生委員の立場から、地域支援のネットワークに関してご意見をいただけま すでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>まず見守らなければならない、見守ってほしい、この方を探し出すのが非常に大変だとい うことです。これは今いろんなご意見があった通りで、学区福祉委員会も同じことだと思 うのですけれども、なかなか情報が入ってこない、10年ほど前まででしたら「さんがもう歳に なられて独居だから行ってあげて。」というような情報がよく入ったのですけれども、最近 はそういう話は全く聞かなくなりまして、どうしたら良いものかなという風に思っているところ です。</p> <p>過日も、私の担当しております地域で高齢者の方が亡くなられたのですけれども、実際 に亡くなられて初めてその人が独居だということがわかったという経験がございます。</p> <p>またもう1件、たぶんこの見守りの中に2件の火災事故が含まれているのではないかと思 うのですけれども、実はこの2件の前に私が体験しておりますのが、今から10年ぐらい前かも わかりませんが、やはり独居の方の寝たばこで夜の11時頃の出火でしたけれども火 事がありまして、この場合は残念ながら亡くなっておられます。たぶん寝たばこだろうという風 に聞いている訳なのですけれども、まずたばこを吸うということがなければ寝たばこはない訳な のですけれども、たばこを吸うということにつきましては、果たして我々が見守りの中でどこまで 関知できるかです。例えばたばこを吸っている人を見ておりますと何かの時に必ずたばこを吸 われる。特にこういった現在の世の中、こういう会議の中でたばこが吸えなくなりましたが、会 議が終わったらさっと1番に外へ出てたばこを吸われる。また、私の友人でも1日3箱ぐらい 吸う人がおりますけれども、朝起きた時に布団の中で吸うたばこがおいしいと言う人がいま す。その辺のところを我々が見守り活動の中でどこまで指導していったら、「たばこをやめないと いけない」というような指導をできるのかどうか、というところは非常に難しいなという風にも思 っております。ただ、私はたばこを吸いませんから、その家に入った時にたばこの臭いがわか りますから、「たばこを吸っているのか。」ということと言えるのですけれども、たばこを吸っている 見守り活動をしている人には、たぶんその家の人がたばこを吸っているか吸っていないかわ</p>

委員	<p>からないだろうなというような気もいたしますし、これは非常に難しい問題なのですけれども、やはりこう事故が続けて起こると考えていかないといけないという風に思いますので、何か良い妙案がありましたらお教えいただければありがたいと思っています。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。 どうぞ。</p>
委員	<p>私は今、商工会議所におりますけれども、実は宇治市の消防団員を31年ほどやりまして、60歳を機に団長を辞めさせていただいたのですけれども、宇治市の場合火災の状況を見ますと、1番多い原因は「放火」でございます。「放火」が1番大きな原因なのです。東京の方でも今様々な放火がありますけれども、放火をする人は燃えやすい場所に火を付ける、そこに独居の老人がいらっしゃるとかどういう家族がいるか、そういうことは関係ない訳なのです。そうすると、1番犠牲になる方はやはり高齢者ということになります。2番目が今の「たばこ」が原因となります。消防団の役目というのは地域の防災ということと火災の予防なのですが、今約390名の団員が宇治市にはおりますが、それぞれの地区でどこに独居の老人がいらっしゃるか、どこに体の不自由な方がいらっしゃるか、これを把握しております。ただし消防団の組織のないところ、旧村は全部あるのですけれども、新しい住宅地には消防団組織がありませんので、そこではわからないのです。その情報を全て足で稼いで持っている訳ですけれども、これを共有できないというのは先ほど委員さんがおっしゃっていただきましたけれども、そういう風などに独居老人がいるかということ市の方に言っても、個人情報保護法のお陰で情報が共有化できない。だから我々が持っている情報だけでやるのですけれども、数年経ったらもう変わっていきますからまたわからない。だから火災があった時にここに老人がいらっしゃるということであれば、団員はそこへまず人命救助で入りますし、それから大きな建物、例えばこの前の山口県の防府のような例がありましたけれども、ああいう災害はどこで起こるかわかりませんので、そういうことが生じた時にどのような体制でやるかということは、団員の人は一所懸命やっている訳ですけれども、ただし390名ではとても人が足りませんので、それを地元の方にお願いをして地域防災組織というのをやっている訳なのですけれども、これもやはり1番の弊害は皆さん災害が起こったらやると言うのですけれども、災害が起こらなかつたら火事が起こらなかつたらまあ良いという風になってしまう、そういう風な意識が低いことと、もう1つはやはり情報の共有化ができないという問題だと思っております。だからここでお願いしたいのは、地域福祉というのはやはり地域の方がお互いに連絡を取り合いながら、どういう弱者がそこに住んでおられるかということを把握しておかないと難しい面があるのではないかと思います。</p> <p>最後にもう1つ、最初に言いましたけれども、火災は「放火」が多いと、燃えやすい物は周りに置くなということをやったり徹底して、そういうことをご近所にも教えてあげていただきたいという風に思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。 どうぞ。</p>
委員	<p>宇治市の連合喜老会の方に、健康・福祉・友愛という3本の大きな柱があります。友愛活動の中に地域の独居老人やいろんな方について、毎日安否確認をしようということで、取り組んでいます。宇治市内に70の会員クラブがあるので、皆ここで1人住まい</p>

委員	<p>の高齢者の方については安否確認やあいさつ運動、そういったことをずっと毎日毎日やっています。リーダーがずっと毎日あいさつをしたりしながら、チェックをしながら月毎に本部の方に報告しています。</p> <p>私は菟道に住んでおり、480軒の自治会長をやっています。そこで自主防災の組織を作り上げました。そういった中で、今出ているような問題で民生委員さんも福祉委員会も消防団もですが、いろんな方が連携を深めながら、どこに誰が住んでいるか、ここは昔からの旧村地帯ですから、400年500年も続いた古い家もずいぶんいらっしゃいます。そういうところでは誰が今病氣中だとか、家庭の状況がわかっているのです。ですから本当にいざという時に災害弱者をずっと助け出せる、そういった体制を作り上げています。</p> <p>もう1つは、場合によってはやはりこういったところに自治会の方からもどんどん協力金・補助金等を出しながら組織を立ち上げている訳なのです。今でも80歳90歳の方が「ちゃん」で通用するのです。そういう土地なのです。特に横の連携が非常に深いということなのです。先ほどから言っていますようにプライバシーの問題、個人情報の問題がありますけれども、その前にやはりいざという場合に命が優先するのではないかと、命を大切にしよう、そういった動きがあったりします。今言いましたように、宇治市連合喜老会でもそういう取り組みをしています。まだどこによっても連携が十分ではないと思います。民生委員さんあるいは福祉委員さん、消防団、そういった連携が十分ではないとは思いますが、自分が住み育てているところは、ある程度出来上がっているところなのです。以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>私は身体障害者福祉協議会の方で、その中で4つとか5つぐらいの障害者に分かれているのですけれども、その肢体障害と言って手足の不自由な方の会長もさせてもらっています。そこで21年度の総会をやりまして、そこで決議として今何項目かに渡って市に要望書を提出しているのです。そういうことについても、21年度のここに見込とか実施とかいう形で書いてあるのですけれども、それに対してどれほどの実行をしてくれるのかということの中に、今おっしゃっていた宇治市で障害者の数というのが、先日この市の交通バリアフリーの会議に出席した時にも6千人とか7千人の障害者の手帳を交付された人がおられるということを知ってびっくりしているのですけれども、結局その情報は一切我々の手には入ってきません。だからそういう意味において、身体障害者のなぜ外へ出られない、出歩みにくい人、いろんな人がうちの会でいろんな事業をやっておりますし、ここへ入っていただきたい。だから新しい人が入ってこられないのです。だから段々と会員さんが高齢化されて、病院に入院されたとか、引きこもって外に出でこられないとか、そういうようなことばかりで結局新規会員さんがいないのです。だから一応うちの方で作っている機関誌や申し込み用紙というのを情報を公開するのではなくて、市の方が把握しておられる障害者の方に郵送で市の方から送っていただくとかいうような形で、そういう団体があるのですよというような形のことを障害者の方にお知らせするような市の方での努力が、私たちはほしいのです。そんな中において、うちの方へ来ていただくとか横の連絡もちゃんと地域の理事もおりますし、その人たちのいろんな状況などもわかるのですけれども、しかし今そういうことが先ほどおっしゃられたように、情報公開してほしいと言うと全然そこへは立ち入れないというのが現実なのです。そういうことで障害者がそれほどたくさん宇治市におられるのに、なぜそういうことが我々の手元に出てこないのかということが不思議なのです。</p>

委員長	はい、ありがとうございました。
委員	<p>私は福祉委員をさせていただいているのですけれども、2つのことを申し上げたいと思います。今までにいろんなことでお話がありましたので簡単に申し上げますと、1つは火事の例を見ますと、例えば一人暮らしの方がおられているんな食事の関係なんかもご近所の方が支援をしておられる。しかしその方が段々高齢になってこられます。この方にその台所を任せておいたらもしかしたら危ないかなと、火事になるなどというようなケースが往々にしてこれから出てくる訳です。ですけれども、実際その現場に立ち会いますと、例えばご本人さんを親族の方であるとどこかの施設へ移ってもらおうというようないろいろな方法がありますけれども、本人さんがどうしても「ここに住みたい。」と言われたらここで大きな岩にぶち当たってしまっかなか進まないというようなことになってくる訳です。例えばそこで「そんなことはない。住んでもらわないといけない。」と仮に言ったとしても、地域の方々が「火事が起きたら誰が責任を取るのか。」とこのような問題になってくるのではないかと、このように思っております。それに類似したようなことがこれからは超高齢化社会でますます高齢者が増える訳です。ですから今は一例ですけれども、他にそういうような例がいっぱい出てくるというようなことなのです。ですから今申し上げましたような形で本人がどうしてもそこに住みたいと言われたらもう我々としてはなかなか前へ進めないというのが現状でございます。それが1つです。</p> <p>もう1つは、私は琵琶台に住んでおりまして、琵琶台は約480世帯ほどで比較的まとまりやすいような団地なので、地域で実はマップを作りたいなと、こういうようなことをいろいろ話が出ています。特にマップと言いましたが、一人暮らしの方とか、あるいは少し弱っておられる方とか、夫婦で住んでおられますけれども一方がご病気であるとか、要は結論から言えば災害が起こった時にもうどうしようもないというような人たちです。ですからその辺のマップを作りたいなと思っているのですけれども、実は先ほどお話があったように個人情報の問題でなかなか情報を得られないし、なお且つこんなことを言っではいけませんけれども、情報を得てその人の家へ行ったら「なぜ私のことをそんな風にわかるのですか。」というようなことを逆に質問されるということに現状はなっておりますので、私は時代の流れも大分変わってきましたし、個人情報よりも先ほど少しお話があったように命の方が私は大事だということで琵琶台では実はお話をさせてもらっているのです。ということは結論から言えばどうということかという、何か起こった時には地元の人、近くの人、それしか助けてもらえない。確かに近くに救急車も消防もある。市役所の方もおられる。ですけれども、それはやはり何時間が経った後しか来られないのだから、お互いにそういうような垣根を越えて情報を出して納得してほしいなというようなことを話しているのですけれども、なかなかまとまってきません。もう1つの問題はそれが継続してできるかどうかです。私はそれを言っているのです。今例えば10年ほどかかってマップを作ったとしても、後に誰もやってくれなければこんな物はマップの意味がありません。ほとんど変わっていきますから。その辺のところがございますので、こういう場に出ささせていただいて皆様それぞれご経験されたことがあったと思います。そういったことを参考にしたいとこのように思っております。以上です。</p>
委員	それについて少しだけよろしいですか。
委員長	はい。
委員	今私も琵琶台に住んでおりまして、今発言された委員とは本当は共有したいことがたくさんあるのですが、それができないというのがあってすごくジレンマを感じております。それに喜老

委員	<p>会の方にもその会合に私も民生委員をしていますので参加させてほしいと言いましたら、もうそこで断られてしまうような形で、本当にいろんな情報が得られないのです。実を言うと琵琶台は会長さんも名簿を全然持っていませんので、一切名簿というものが無いのです。それでそこがすごくネックだということが1つあるのですが、こういうことを私は法律のことはもうひとつよくわかっていないのですけれども、宇治市で条例みたいなものを作れないのですか。例えば大阪でたばこを吸ってはいけないというような条例を作りましたよね。ああいうことで命に関わることにしましては情報交換をしてもいいような条例とかそういうのはできないのですか。</p>
委員長	<p>行政の方でそのような扱いについて話していただけますか。</p>
事務局	<p>今ご意見をお聞きしてまして、非常に難しい問題だなどお聞きしてました。例えば先ほど1番最初に話がありました虐待の例なんかもございました。やはり社会の動きというのは実際に起こる現象と、それをどう法律的に補っていくかというような形で動いているかなと思っています。従来ですと虐待、児童虐待、高齢者虐待の方も、何らそういう法的な線引きがなかった中で、この間ずっと虐待防止法が成立をされてその中では個人情報よりも命だというような部分もございまして、命に関わるようなものについては通報の義務が課せられたり、あるいは情報の提供というものも必要だという形で法律の整備がされてきて、防止をしていくという社会の流れなのです。それでもなかなか虐待自体がなくなるという難しい問題もある訳ですが、そういったのと同様に考えた時に、例えば先ほどの一人暮らし老人のたばこの問題であるとか、そういったものがそういった法律的な中で組み込んで止めさせることができるような形までできるのかどうかということになりますと、なかなかこれはもっとも時間のかかる難しいことになると思います。そういう中で、ただ先ほどから言われています消防団の方の委員さんからのお話もありましたが、先日も阪神淡路大震災の時の北淡町の消防団の方が来てお話をしておられましたけれども、この地域は昔からどのお宅に誰が住んでいてどこの部屋で寝ているのかまで知っているのだと、情報があるのだと、そのことが非常にその震災後の緊急の救出活動に大きな役に立ったというようなお話をされてました。要はその辺りを地域なりコミュニティの中でどういう風にお互い理解を得ながらそういう情報を共有できるような地域を作っていけるのかどうかということが1つの大きな問題だと思います。確かに国の段階等でそういった防災というような観点で、例えばそういう法律ができて町内会で名簿を作ろうとかいうような話になればそれはまた別なのですが、それは私自身なかなか難しい時間のかかる論議だろうと思います。だから現在の法律の制度のもとでも個人情報保護法のもとでもできるようなコミュニティ活動の中でのそういう情報の共有化のあり方というものいろいろ積み重ねながら考えていくことになるのではないかと思います。市の方で条例等ができないのかということになりますけれども、やはりあくまでも基本的には法律のもとで市の行政も進めていかなければなりませんので、そこを市の中で情報をもっと共有できるような形というものが定められるかどうか、これも非常に難しい問題でございます。私どもとしては現在の法律のもとでも可能な、例えば今後要援護者の避難計画を作っていくという段階については、現在の時点では対象の方に一旦呼びかけて手を挙げていただいた方については全部情報提供をしてもよろしいよという前提で手を挙げていただいて、それを地域の方に下ろしていくというような形で考えている訳でございまして、現状では法制度のもとでも可能な取り組みということを模索しながら進めていかざるを得ないという風に思います。そういう点でそれぞれの団体さん、地域で取り組んでおられる独自の活動というのは非常に重要な意味合いを持ってくるなと思いますので、そういったものをこういう場でまた論議しながら、また市としてもどういう形でそれに、市としての役割がどこにあるのかということをもっと検討していきたいという</p>

事務局	風に思っております。よろしく申し上げます。
委員長	はい、ありがとうございました。 では、どうぞ。
委員	私が普段取り組んでいるのは、妊婦さんから、0から3歳までのお母さんのことに関わっているのですけれども、高齢者の方がそれでもまだ地域にいらっしゃるなど目に付くのです。また、幼稚園、小学校に行くと名簿に挙がってくるのですけれども、ここに行くまでのお子さんというのは全然どこにも名簿に挙がっていないから、たぶん行政の役所でしか把握できていなくて、特にマンション等でも町内会の組織がなかったりとか、あったとしても入っていないケースは本当にどこに誰がいるかわからないケースが多いかと思います。その人たちはなぜかと言うとやはりいろんなことで情報のことで困ったことがたくさんたぶんあるのかなと思っていて、そこはそういう苦い経験を持っていらっしゃる方に良いことをお話しても無理かもしれない。けれども、子どもがいてもそうではなくても仲間を求めているので、私のところがしている赤ちゃんの広場というの、0から6ヶ月と決めてその範囲でも50組くらい集まってもらえるという現実があるのです。やはりその辺りというのは地域を越えてNPO等が担っている部分があるのかなと思うのですけれども、宇治市が1番私は遅れていると思うのは、NPOや市民の団体との協働に関する条例が本当に遅れていると思っています。いろんなことを提案していてもそれは条例ができていないから、この部分をもっと任せていくとか情報を共有するとかということに担当の課の方がそういう連携が必要だなということを感じていらっしゃるけれども、それは実施していないのがまだ宇治市の段階かなと思っています。何とか宇治市の市民活動いろんな福祉のことに関しても、子育て支援においては子育ての広場をこれほど熱心にされている民生の委員さんがいらっしゃるの全国的にも珍しいケースで、私はそういう真剣だからこそその人たちの力を十分に出していけるような行政と市民の協働の条例作りを急ぐべきではないか、やはり恒例の計画と共にそこを急いでいただきたいという風に思います。
委員長	はい、ありがとうございました。 熱心な論議をしていただいておりますが。
委員	もう1点だけ。
委員長	そうですか。はい。
委員	前回も含めて個人情報に邪魔になっているような情報が入ってこない、進められないという風な、委員さんがほとんどそういう立場で発言されていると思うのです。やはり個人情報保護条例、これを何とか柔軟にしていける方法というのをやっていかなければならないと思うのです。次回の福祉計画策定の中でぜひともこの意見を組み入れるような形で、こういう状態でこういう会議を何回計画して組んでいってもやはり行き詰まっている状態ですので、ぜひとも次回の策定の時にはその個人情報をどうにかして、命を守る地域での取り組みですので、その辺りはやはり崩していけるような案を出していけるようにしていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。
委員長	はい、ありがとうございました。

<p>委員長</p>	<p>命に関わる課題でもありますし、やはりそういう方向で情報を共有化するという動きというのは今全国各地に広がりつつある訳です。宇治市についてもやはりそういった方向で、打開していかないといけないということでございます。支援を必要とすることについて本人が手を挙げられるという、こういう取り組みもあちこちでやっておりまして、本人の何かあった時には支援してもらいたいという意思を確認して登録をしてもらおうということです。これは例えば長浜市では2千人が手を挙げて登録をされているとか、奈良市でも伺いますと驚いたのですが2万人がそれに登録をもらって、そして一人一人にネットワークを実現するというようなことが広がりつつありますので、そういったことも含めて必要があると思います。やはりこれは国の方でも何が何でも情報の共有化は駄目だということではないのであって、国の方でも命に関わる非常に重要なことについては共有あるべしというような見解も出ているようでございます。あまり過敏に皆がなってしまうとこれはもう全然解決しません。そういったことで、我々としてもどう打開していくかというのをまたよく詰めていきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>それでは時間が迫っておりますが、その他について事務局の方から何か。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません。もうお時間も迫っているのですが、簡単に今後のスケジュールについてご説明させていただきます。</p> <p>資料の1の14ページの方をお願いいたします。</p> <p>21年度の地域福祉推進事業の実施予定ということで載せておりますが、6月30日に庁内の連携の会議であります地域福祉計画推進会議を行いました。その内容を受けまして、今回今日7月22日第1回地域福祉推進委員会をさせていただきます。例年この推進会議・推進委員会とも年2回という形でしたけれども、本年度につきましては来年の次期計画の策定を見据えまして、委員会につきましては4回予定させていただいております。委員の皆様方につきましては、また活発なご論議をお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。また、9月以降カラー刷りの資料でもお渡ししておりますけれども、「いきいき福祉 ふれあいのつどい」を本年度は南部小学校、北檜島小学校、笠取小学校の3小学校区での開催を予定しております。また、地域福祉計画の次期計画の策定のために、市民のニーズを把握しますために、11月に3千人対象といたしました市民アンケートの実施を予定しております。このアンケートの内容につきましても、次回の地域福祉推進委員会の中で皆様方にご検討をお願いしたいと思っております。また、あと1月と3月に第3回・第4回の委員会を予定しております。それから時期はまだ決まっていないのですが、地域からの要望に基づきまして関係課の職員及び地域福祉課の職員で行かせていただきます「地域支え合い出前講座」この実施も予定しております。</p> <p>続きまして、15ページの方に今年と来年の計画策定のスケジュールを載せさせていただきます。21年度につきましては今簡単にご説明させていただきましたので、右側の22年度、来年度の話になりますけれども、来年度も委員会につきましては4回、最終22年度末、平成23年3月を目指しまして地域福祉計画の次期計画の策定をしたいと考えております。今度の地域福祉計画に盛り込みたい事項といたしまして、下に掲載させていただいているのですけれども今しがた皆様方のご意見にもありましたように要配慮者、災害等に弱者の方をどう支援していくか、それから情報の共有に関してですとか、そういった内容も次期計画では盛り込んでいきたいと考えております。また、今後の地域福祉のあり方に関して市町村地域福祉担当課長会議でも報告があったのでその内容も載せておりますけれども、住民主体の地域福祉活動を推進していくために必要な環境ですとか、行政からできる取り組みですとか、そういった内容につきましても載せたいと思っておりますので、また皆様か</p>

事務局	<p>らのご提言よろしくお願いいいたします。 簡単ですが今後のスケジュールは以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。 ただ今のことに何か質問等はございますか。 はい、どうぞ。</p>
委員	<p>本年度の「いきいき福祉 ふれあいのつどい」の取り組みについてですけれども、北檜島学区福祉委員会と南部学区福祉委員会は確定しているのですが、笠取第二学区福祉委員会の方と今話をさせていただいているのですが、日頃笠取第二学区の方では小学校を中心にコミュニティ活動でいろんなことをされているのですけれども、地域懇談会ということになると、福祉をというのは大きな地域課題がどうしても話し合われると、そういうようなことも含めて行政の方も受けてもらえるだろうかというような意見もありまして、最終的に今地域の町内の中でもう1回話し合いをして9月中旬頃にこの福祉の懇談会をするかしないかということについて返事をさせてもらいたいということでしたので、少し補足させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。 予定の時刻をもう過ぎてしまいました。熱心にご論議をいただきましてありがとうございました。情報の共有化に関していろいろなお提案がございました。詰めてまいりたいと思っております。</p> <p>それではこれをもちまして宇治市地域福祉推進委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
	<p>終了</p>